

令和8年度

第2回遠軽地区地域公共交通
活性化協議会議案
(書面決議)

会 議 次 第

議案第1号 令和8事業年度地域公共交通計画変更認定申請について

議案第2号 令和9事業年度地域公共交通計画認定申請について

(資料1) 令和8事業年度計画変更申請書等一式

(資料2) 令和9事業年度計画認定申請書等一式

令和8事業年度 地域公共交通計画変更認定申請について

1 地域公共交通計画変更認定申請について

路線バスの継続的な運行財源として国の補助制度である地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統）を活用するため、令和7年9月25日付け国総地第144号にて国土交通大臣より認定を受けた地域公共交通計画について、今年度からより有利な財源になり得る観光振興事業費補助金（地域内観光フィーダー系統）が新設されたことに伴い、これを活用するため、地域公共交通計画変更認定申請書を提出するもの。

2 計画対象期間

令和8事業年度（事業期間：令和7年10月～令和8年9月末）

3 各補助制度の概要

（1）地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統）

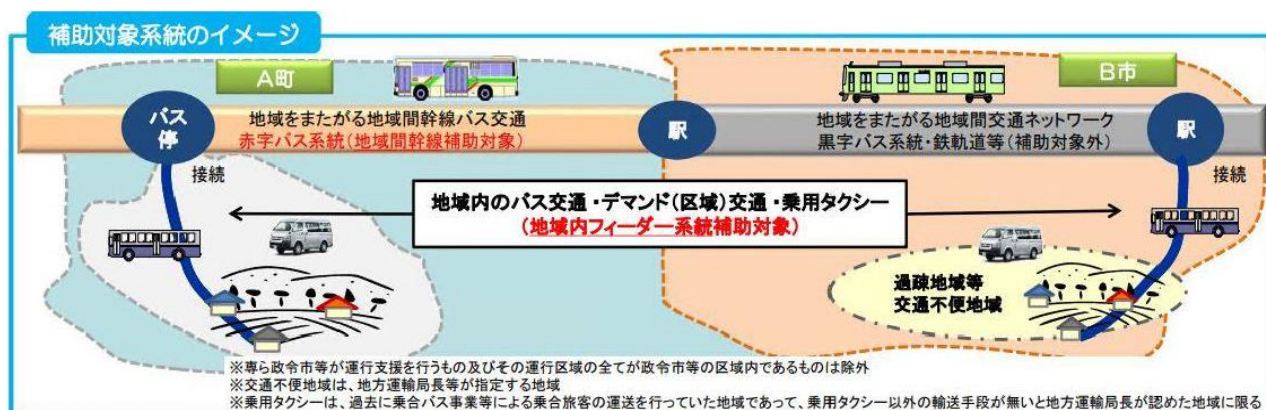
- ・通称「フィーダー補助」と呼ばれ、国のバス運行等に対する補助メニューのひとつ。
- ・利用者が多く、地域の拠点間をつなぐ幹線路線バス（本地域では遠軽～紋別間を結ぶ路線）を補完し、接続する赤字の支線が補助対象となる。
- ・補助要件を満たすと、運行経費の最大2分の1の補助が受けられる。ただし、市町村ごとに補助上限額が設けられ、この補助上限額と経費の2分の1を比較し、金額の低い方が最終的な補助金額となる。

※補助上限額（国から示されている現在の算定式にて算出）

遠 軽 町 3,731 千円

湧 別 町 2,744 千円

佐呂間町 2,438 千円



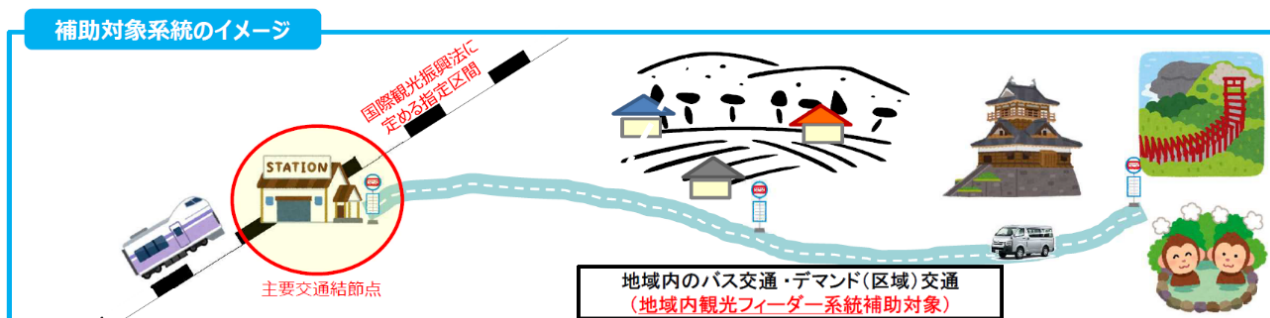
【議案第1号】

(2) 観光振興事業費補助金（地域内観光フィーダー系統）

- ・観光の主要交通結節点等における2次交通として機能する地域内のバス路線の運行に対する補助メニューのひとつ。（令和8年度新設）
- ・補助要件として国土交通省がリストアップする主要交通結節点と国際観光振興法に定める指定区間のいずれにも接続する路線であることが必須である。（本地域では遠軽駅、丸瀬布駅、白滝駅、生田原駅に接続する路線が対象となる。）

※遠軽バスターミナルは遠軽駅から離れているが、徒歩数分の距離であるため、バスが遠軽バスターミナルを経由した路線についても遠軽駅に接続している路線の扱いとなる。

- ・多言語標記への対応や、観光客受入観光に係る利便増進措置を実施することが必須となる。
- ・補助要件を満たすと、運行経費の最大2分の1の補助が受けられる。
- ・市町村ごとの補助上限額が通常地域内フィーダー補助よりかなり有利となる予定。（可能な限り補助対象経費の2分の1満額での交付を行うべく国土交通省にて検討中）



4 観光振興事業費補助金（地域内観光フィーダー系統）へ変更理由

遠軽町に係る4路線を本補助金の活用へ変更すると、昨年の令和7事業年度運行経費ベースで最大約23,000千円の補助を見込むことができるため。（令和7事業年度補助金額3,731千円のため最大約19,000千円増額見込み）

5 提出書類及び変更箇所【資料1】

- (1) 令和8事業年度地域公共交通計画変更認定申請書
- (2) 令和8事業年度地域公共交通計画別紙 赤字部のとおり
- (3) 表1 観光振興事業により運行する運行系統の概要及び運送予定

【議案第1号】

者（地域内観光フィーダー系統）

（4）表5 観光振興事業を行う地域の概要

（5）表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

（6）表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

6 提出日

本協議会で協議が整い次第、速やかに北見運輸支局へ提出予定。

※提出後の軽微な修正については事務局に一任願いたい。

【参考】活用する補助金（各路線ごと）について

番号	路線名	活用する補助金
1	生田原線	観光振興事業費補助金
2	町内循環線	観光振興事業費補助金
3	社名淵線	観光振興事業費補助金
4	瀬戸瀬温泉線	観光振興事業費補助金
5	計呂地・中湧別線	地域公共交通確保維持改善事業費補助金
6	三里浜線	地域公共交通確保維持改善事業費補助金
7	ふれあいバス遠軽線	地域公共交通確保維持改善事業費補助金
8	ふれあいバス北見線	地域公共交通確保維持改善事業費補助金

※遠軽町に係る路線のみ観光振興事業費補助金に変更予定。

※湧別町及び佐呂間町に係る路線は当初予定していた地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用。

令和9事業年度 地域公共交通計画認定申請について

1 地域公共交通計画認定申請について

令和8事業年度において観光振興事業費補助金（地域内観光フィーダー系統）を活用することに伴い、令和9事業年度においても活用するため、令和8年度第1回遠軽地区地域公共交通活性化協議会にて承認され、令和8年6月30日付けで北見運輸支局へ提出した令和9事業年度地域公共交通計画認定申請を観光振興事業費補助金（地域内観光フィーダー系統）の活用を見込んだ令和9事業年度地域公共交通計画認定申請書へ修正し再度提出するもの。

2 計画対象期間

令和9事業年度（事業期間：令和8年10月～令和9年9月末）

3 申請書類【資料2】

- （1）令和9事業年度地域公共交通計画認定申請書
- （2）令和9事業年度地域公共交通計画別紙
- （3）表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）
- （4）表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
- （5）表6 車両の取得計画の概要（車両減価償却費等補助金）
- （6）各種添付書類（時刻表等）

4 提出日

本協議会で協議が整い次第、速やかに北見運輸支局へ提出予定。

※提出後の軽微な修正については事務局に一任願いたい。